東京都立調布南高等学校同窓会会則

原本に基づく文字起こし版 ／ 附則施行日：平成13年11月17日

第一章 総則

（名称）

第一条 本会は東京都立調布南高等学校同窓会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第二条 本会は、会員相互の親睦及び母校の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第三条 本会は、前条の目的を達成する為、会員名簿の管理及び親睦会の主催その他必要な事業を行う。

（所在地）

第四条 本会は、主たる事務所を東京都立調布南高等学校内におく。

（会員）

第五条 本会の会員は、正会員（東京都立調布南高等学校卒業生）、準会員（東京都立調布南高等学校在校生）特別会員（東京都立調布南高等学校教職員及び旧教職員）とする。

第二章 役員

（役員）

第六条 本会の役員として、会長１名、副会長１名、事務局長１名、事務局員若干名、評議員若干名、監事１名をおく。評議員の人数は運営規則で定める。

２ 本会の役員は正会員のなかから選任し、総会で承認する。

（職務）

第七条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

２ 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３ 事務局は本会の庶務、財務、広報に関する事項を担当する。

４ 評議員は本会の会務を執行する。

５ 監事は本会の財務状況、及び役員の職務執行の状況を監査する。

（任期）

第八条 役員の任期は２年とする。但し、役員の再任はこれを妨げない。

（評議会）

第九条 会長、副会長、事務局長、事務局員及び評議員をもって評議会を構成し、本会の事業について企画、立案、運営にあたる。

第三章 総会

（総会）

第十条 総会は定期総会及び臨時総会の２種類とする。

２ 定期総会は年１回、開催する。

３ 臨時総会は評議会が必要と認めたとき、又は正会員１００名以上から総会議事を示して開催の要求があったときに会長が召集する。

４ 総会の議長は、その総会において出席正会員のなかから選任する。

（権能）

第十一条 総会は、この会則に規定するものの他、活動計画、活動報告及び予算の承認、その他本会運営に関する重要事項を審議する。

（総会の召集）

第十二条 総会の召集は少なくとも会日の２０日前までにその総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって総ての正会員及び特別会員に通知する。

（総会の議決）

第十三条 総会の議事、出席正会員の過半数の同意をもって議決し、可否同数の場合、議長の決するところとなる。

（議事録）

第十四条 総会の議事については、開会の日時及び場所、正会員の現在数、出席会員数、議事の経過要領、議案別の議決の結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席会員のうち、その総会において選出された２名以上の者が、署名しなければならない。

第四章　資産及び会計

（資産の構成）

第十五条　本会の資産は会費及び寄付金品、資産から生ずる収入、その他の収入をもって構成する。

（予算、決算）

第十六条　本会の収支予算は評議会が会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。

２　収支決算は会計年度終了後２月以内に評議会が作成し、監査の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第五章　雑則

（運営規則）

第十七条　本会の運営に関する必要な規則は評議会においてこれを定めるものとする。

（会則の改正）

第十八条　この会則は、総会において、出席正会員５分の３以上の同意を得なければ改正できない。

（会費）

第十九条　本会の会費は、終身会費として卒業時に徴収する。但し会費の額は運営規則で定める額とする。

２　本会は前項で定める会費の他、評議会が必要と認めた場合、運営規則において定めた金額の範囲内において臨時に会費を徴収できる。

附則

第一条　この会則は、平成１３年１１月１７日から施行する。

本PDFは、保管されていた会則原本の写真をもとに文字起こしし、読みやすい体裁に整えたものです。表記は原本を尊重しています。